

特定非営利活動法人白湯検定協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人白湯検定協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民を対象とし、普及活動、研究、情報交換の場の提供を行い、地域交流を図り、白湯を通じて広く市民の健康を増進することで社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日常生活と健康に関する普及啓発事業
- (2) 普及者の育成支援事業
- (3) 白湯検定の実施、支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を2人まで置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(4) 合併

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算の承認

- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (8) 総会に付議すべき事項
 - (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。
- (議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくはファックス又は電子メールをもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る変更の場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第 14 条第 1 項及び 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長	市川 義一
理 事	山下 智章
理 事	中田 孝成
監 事	前中 良
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 年とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 正会員入会金（個人・団体） | 5, 0 0 0 円 |
| 正会員年会費（個人・団体） | 1 2, 0 0 0 円 |
| (2) 準会員入会金（個人・団体） | 1, 0 0 0 円 |
| 準会員年会費（個人・団体） | 3, 6 0 0 円 |

(3) 賛助会員入会金 (個人・団体)	3, 0 0 0 円
賛助会員年会費 (個人・団体)	6, 0 0 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いちかわ よしかず 市川 義一		無
理事	やました ともあき 山下 智章		無
理事	なかた たかなり 中田 孝成		無
監事	まえなか りょう 前中 良		無

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、健康志向の在り方とともに、食生活や生活習慣の改善に対して関心が集まっており、そのため「白湯」の持つ健康効果に注目が集まっています。シンプルで手軽にできる健康習慣として、多くの人々に受け入れられています。しかしながら、現代社会においては、情報の氾濫や健康に関する知識の偏りがあるから、白湯の正しい知識や効果的な活用法について十分に理解されていないのが現状です。

このような背景を踏まえ、当法人は、一般市民を対象に、白湯に関する正しい知識の普及と日常生活の中で白湯を活用することの促進を図ることを目的として設置されました。具体的には、白湯の普及活動を行い、白湯検定を通じて市民が気軽に学ぶ機会や情報交換の場を提供することにより、健康的な生活習慣また、地域における交流の場を作り、地域の人々がつながることで、健康づくりを軸としたコミュニティの活性化を図ります。

これらの活動は、特定の企業や個人の利益を追求するものではなく、広く社会全体の健康促進に貢献することを目的としています。そのため、営利法人ではなく、公共の利益を優先し、社会的な意義のある活動を継続的に行うための枠組みとして、NPO 法人という形を選択しました。NPO 法人として活動することで、多くの市民や団体と連携しながら、信頼性の高い情報提供と地域に根ざした取り組みを進めることができます。

このような活動を通じて、私たちは白湯の魅力を多くの人に伝え、誰もが健康で心地よい生活を送れる社会づくりに貢献していきます。

そして、白湯というシンプルな健康習慣を日本全国に広めることで、人々が日常の中で自然と健康を意識し、より良い生活習慣を築くための一助となり、広く社会に貢献できると考えています。

2 申請に至るまでの経過

令和6年4月～個人として白湯の普及活動を実施

令和6年11月 特定非営利活動法人白湯検定協会の法人化を検討

令和7年2月 特定非営利活動法人白湯検定協会の設立総会を開催

令和 7 年 3 月 3 日

特定非営利活動法人白湯検定協会
設立代表者 住所又は居所

氏名 市川 義一

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人白湯検定協会

1. 基本方針

初年度はホームページ等を利用して白湯に関する情報発信及び白湯検定の周知に努めるとともに、白湯に関するセミナー等に向けて準備を行う

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	支出 見込額
(1) 日常生活と健康に関する普及啓発事業(白湯検定事業)	受講サイトの構築	随時	専用受講サイト	白湯に関心を持つ一般市民	150,000
	SNSによる情報発信	随時	各アカウント	白湯に関心を持つ一般市民	30,000
(2) 普及者の育成支援事業	地域イベントや白湯健康講座での対話機会の提供	初年度は実施しない			
(3) 白湯検定の実施、支援事業	白湯検定のテキスト作成・検定実施	初年度は実施しない			

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：市川義一 事務局スタッフ：市川聖子

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人白湯検定協会

1. 基本方針

設立 2 年目は引き続きホームページ等を利用して白湯に関する情報発信及び白湯検定の周知に力を入れるとともに、白湯検定の実施や白湯に関するセミナー等を行う計画である

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	支出 見込額
(1) 日常生活と健康に関する普及啓発事業(白湯検定事業)	SNS による情報発信	随時	各アカウント	白湯に関心を持つ一般市民	30,000
	動画コンテンツの作成	6 回	動画投稿サイト	白湯に関心を持つ一般市民	50,000
(2) 普及者の育成支援事業	地域イベントや白湯健康講座での対話機会の提供 セミナーの開催	年 1～2 回	兵庫県・大阪府・京都府	白湯に関心を持つ一般市民 100 人	100,000
(3) 白湯検定の実施、支援事業	白湯検定の実施	随時	専用受講サイト	白湯に関心を持つ一般市民 10000 人	200,000

3. 事業実施体制

(1) 事務局体制

事務局長：市川義一 事務局スタッフ：市川聖子

令和7年度 活動予算書
(特定非営利活動に係る事業会計)

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人白湯検定協会

科 目		金 額	
I 経 常 収 益 の 部			
1 入 会 金 ・ 会 費			
入会金			
正会員	60,000		
準会員	0		
賛助会員	0		
会費			
正会員	144,000		
準会員	0		
賛助会員	0	204,000	
2 受 取 寄 付 金			
受取寄付金			
3 事 業 収 益			
白湯検定の普及啓発事業		0	
白湯検定事業		0	0
4 そ の 他 収 益			
受取利息			
雑収益			0
経 常 収 益 合 計			204,000
II 経 常 費 用 の 部			
1 事 業 費			
(1)人件費			
給 与	0		
福 利 厚 生	0		
人 件 費	0		
(2)その他経費			
旅 費	20,000		
通 信 費	15,000		
会 議 費	5,000		
消 耗 品 費	11,000		
広 告 宣 伝 費	30,000		
印 刷 費	15,000		
支 払 手 数 料	14,000		
そ の 他 経 費	110,000		
事 業 費 計		110,000	
2 管 理 費			
(1)人件費			
給 与	0		
福 利 厚 生	0		
人 件 費	0		
(2)その他経費			
旅 費	6,000		
通 信 費	36,000		
会 議 費	5,000		
消 耗 品 費	8,000		
広 告 宣 伝 費	0		
印 刷 費	5,000		
支 払 手 数 料	10,000		
そ の 他 経 費	70,000		
管 理 費 計		70,000	
経 常 費 用 合 計			180,000
経 常 増 減 額			24,000
III 経 常 外 収 益 の 部			
経 常 外 収 益 合 計			0
IV 経 常 外 費 用 の 部			
経 常 外 費 用 合 計			
当 期 正 味 財 産 増 減 額			24,000
設 立 時 正 味 財 産 額			0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額			24,000

令和8年度 活動予算書
(特定非営利活動に係る事業会計)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人白湯検定協会

科 目		金 額	
I 経常収益の部			
1 入会金・会費			
入会金			
正会員	65,000		
準会員	0		
賛助会員	0		
会費			
正会員	300,000		
準会員	0		
賛助会員	0	365,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金			
3 事業収益			
白湯検定の普及啓発事業	0		
白湯検定事業	50,000	50,000	
4 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益合計			415,000
II 経常費用の部			
1 事業費			
(1)人件費			
給与	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費	50,000		
交通費	36,000		
通信費	10,000		
消耗品費	25,000		
広告宣伝費	40,000		
印刷費	35,000		
支払手数料	104,000		
その他経費計	300,000		
事業費計		300,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給与	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費	15,000		
交通費	20,000		
通信費	10,000		
消耗品費	15,000		
広告宣伝費	0		
印刷費	10,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用合計			380,000
経常増減額			35,000
III 経常外収益の部			
経常外収益合計			0
IV 経常外費用の部			
経常外費用合計			0
当期正味財産増減額			35,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			35,000